

4 任意継続組合員制度

(1) 任意継続組合員制度の概要

公立学校共済組合の「任意継続組合員制度」は、**退職後に引き続き最長2年間、公立学校共済組合の短期給付や福祉事業の一部等を利用することができる制度**です。

任意継続組合員になることを希望する場合は、必ず期限までに手続きを行ってください。

加 入 資 格	退職の日の前日まで引き続き1年以上（退職の日まで引き続き1年と1日以上）組合員であった方
加 入 期 間	退職日の翌日から最長2年
申 出 期 限	退職の日から起算して20日以内 ※年度末退職者については、事務処理の都合上、締切日を早めています。
掛 金 額 (月 額)	短期任意継続掛金と介護任意継続掛金（40歳以上65歳未満の方が対象）の2つがあります。 $\text{掛金額} \langle \text{短期・介護} \rangle = \text{標準報酬月額（下①②低い方）} \times \text{掛金率}$ ①ご自身の退職時の標準報酬月額 ②全組合員の平均標準報酬月額（R4:410,000円） 掛金率：R4年度：短期 93.2/1000、介護 17.64/1000 R5年度の掛金率は令和5年2月頃に確定します。参考にR4年度の掛金一覧表を10ページに掲載していますのでご参照ください。
資格の喪失	次のいずれかに該当する場合は、任意継続組合員の資格を喪失します。 ① 任意継続組合員となった日から2年を経過したとき ② 死亡したとき ③ 掛金を払込期日までに払い込まなかったとき ④ 組合員（他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うものの組合、<u>その他健康保険又は船員保険の被保険者を含む。</u>）となったとき ⑤ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を組合に申し出た場合において、その申出書が受理された日の属する月の末日が到来したとき ※家族の加入している健康保険の被扶養者となる場合、又は市町村国民健康保険に加入する場合は⑤に該当します。

(2) 加入手続きから任意継続組合員証の交付について

提出書類	任意継続組合員申出書（様式コーナー：様式1）の提出 最終提出期限：令和5年4月6日（木）	
掛金の払い込み方法	・年払い（割引あり） ・半年払い（割引あり） ・各月払い  高知県から退職手当が支給される方へのお知らせです。 ◆年払い又は半年払いを選択した場合、1年目の任意継続掛金に限り、原則として退職手当（県費職員に限られます。）からの控除とします。 ただし、初回分（4月分）に限り共済組合から送付する振込依頼書による払込みとなります。 なお、退職手当からの控除ができない場合は、残り11か月分又は5か月分についても振込依頼書による払込みとなります。 ◆退職手当からの控除は、共済組合で令和5年3月24日（金）までに受け付けた「任意継続組合員申出書」での取り扱いとなります。	
払込期限	『任意継続組合員申出書』の受付ができた方へ振込依頼書を郵送しますので、期限までに払い込んでください。（四国銀行で払込用紙を使用して振込みの場合は手数料はかかりません。） 最終払込期限：令和5年4月14日（金）	
任意継続組合員申出書の共済組合で受付日	説明会翌日 ～令和5年2月17日（金）	令和5年2月18日（土）～ 令和5年4月6日（木）
掛金の払込用紙送付予定	令和5年2月末（自宅宛て）	書類受付後随時（自宅宛て）
掛金の払込期限	令和5年3月13日（月）	令和5年4月14日（金）
任意継続組合員証の発送予定日	掛金の払込確認後、 令和5年3月29日（水）	掛金の払込確認後、 令和5年4月3日（月）以降
	送付先は共済組合で登録されているご住所宛に送付します。 ※令和5年4月1日以降の送付先は、「任意継続組合員申出書」に記載されたご住所（退職後の住所を記載する欄があります。）となります。 任意継続組合員証は令和5年4月1日以降に使用できる証です。 退職日までは現職時の組合員証を使用してください。	

注 意 事 項	◆法律上、退職日から起算して20日以内に「任意継続組合員申出書の提出」及び掛金の払込みが完了していないと任意継続組合員制度への加入が認められません。 ◆締切厳守で手続きを行ってください。 ◆必ず記入例を見ながら申出書に記入してください。 ◆申出書の送付の際は、確実に共済組合に届く手段でご提出ください。 ◆共済組合に申出書が届いたかどうか確認依頼の連絡が増えています。提出の際に郵送物の追跡確認ができる方法でご提出いただきますと、後日ご自身で確認することができます。(郵送方法など詳細はご自身で郵便局へお問い合わせください。)
---------	--

(3) 任意継続組合員申出書の提出後に加入を取りやめる方へ

任意継続組合員申出書を提出した後に、退職後再就職する（健康保険に加入する）ことになった場合や扶養に入るようにした場合は、任意継続の加入取りやめ手続きが必要です。取りやめる場合は、「任意継続組合員申出取消申請書」（任意継続組合員証等がお手元にある場合は任意継続組合員証等も併せて返却）を提出してください。(様式コーナー:様式2)

下記期限までに上記書類を受け付けた場合については、払い込みしていただいている掛金を全額返金します。

申出取消申請書提出期限：令和5年4月19日(水)必着

上記期限後に任意継続組合員申出取消申請書を受付した場合は、払い込みしている任意継続掛金について、4月分の任意継続掛金は徴収し、残りの期間分について返金します。ただし、4月1日から再就職先の健康保険制度に加入している場合は全額返金します。





令和4年度の掛金一覧を記載しております。

ご自身の標準報酬の行をご覧くださいと、任意継続掛金（令和4年度）が分かります。

ご自身の標準報酬は、所属所に送付している標準報酬一覧表または高知県から給与が出ている方は給与明細書の短期掛金欄に書いてある数字（等級）で確認することができます。

※令和5年度の掛金率は令和5年2月頃に確定しますので、令和4年度分を参考としてご覧ください。

令和4年度 任意継続掛金年額一覧表

ご自身の退職時の標準報酬等級（短期）で掛金額をお確かめください。

令和5年度任意継続掛金率は令和5年2月頃に確定しますのであくまでも参考としてご覧ください。

退職時の標準報酬		年間掛金額（※1）		内訳	
等級（短期）	月額（円）	40歳以上65歳未満 （円/年）（(A)+(B)）	左記以外の年齢の方 （円/年）（Aのみ）	短期掛金（A） （円/12か月）	介護掛金（B） （円/12か月）
1	58,000	77,136	64,860	64,860	12,276
2	68,000	90,432	76,044	76,044	14,388
3	78,000	103,728	87,228	87,228	16,500
4	88,000	117,036	98,412	98,412	18,624
5	98,000	130,332	109,596	109,596	20,736
6	104,000	138,312	116,304	116,304	22,008
7	110,000	146,304	123,024	123,024	23,280
8	118,000	156,936	131,964	131,964	24,972
9	126,000	167,580	140,916	140,916	26,664
10	134,000	178,212	149,856	149,856	28,356
11	142,000	188,856	158,808	158,808	30,048
12	150,000	199,512	167,760	167,760	31,752
13	160,000	212,808	178,944	178,944	33,864
14	170,000	226,104	190,128	190,128	35,976
15	180,000	239,412	201,312	201,312	38,100
16	190,000	252,708	212,496	212,496	40,212
17	200,000	266,016	223,680	223,680	42,336
18	220,000	292,608	246,048	246,048	46,560
19	240,000	319,212	268,416	268,416	50,796
20	260,000	345,816	290,784	290,784	55,032
21	280,000	372,420	313,152	313,152	59,268
22	300,000	399,024	335,520	335,520	63,504
23	320,000	425,616	357,888	357,888	67,728
24	340,000	452,220	380,256	380,256	71,964
25	360,000	478,824	402,624	402,624	76,200
26	380,000	505,428	424,992	424,992	80,436
27	410,000	545,328	458,544	458,544	86,784
28	440,000	545,328	458,544	458,544	86,784
29	470,000	545,328	458,544	458,544	86,784
30	500,000	545,328	458,544	458,544	86,784
31	530,000	545,328	458,544	458,544	86,784
32	560,000	545,328	458,544	458,544	86,784
33	590,000	545,328	458,544	458,544	86,784
34	620,000	545,328	458,544	458,544	86,784
35	650,000	545,328	458,544	458,544	86,784
36	680,000	545,328	458,544	458,544	86,784
37	710,000	545,328	458,544	458,544	86,784
38	750,000	545,328	458,544	458,544	86,784
39	790,000	545,328	458,544	458,544	86,784
40	830,000	545,328	458,544	458,544	86,784
41	880,000	545,328	458,544	458,544	86,784
42	930,000	545,328	458,544	458,544	86,784
43	980,000	545,328	458,544	458,544	86,784
44	1,030,000	545,328	458,544	458,544	86,784
45	1,090,000	545,328	458,544	458,544	86,784
46	1,150,000	545,328	458,544	458,544	86,784
47	1,210,000	545,328	458,544	458,544	86,784

☆☆令和4年10月の改定後掛金率を全期間に適用したうえで、掛金額を算定しております☆☆

※上記掛金額は各月払いを選択した際の掛金月額×12か月で年額を算定しています。

年払い及び半年払いを選択した場合は上記掛金額から割引が適用されます。

※『介護掛金』は40歳以上65歳未満の組合員が対象となります。

5 任意継続組合員が受けられる給付の内容

給付は現職中と同様に短期給付（ただし、傷病手当金・出産手当金・休業手当金・育児休業手当金及び介護休業手当金を除く。）が受けられます。

【任意継続組合員が受けられる共済組合の短期給付一覧表】				
給付の種類	給付の事由	法定給付額	附加給付額	請求方法
療 養 の 給 付 ・ 家 族 療 養 費	組合員又は被扶養者が傷病のため保険医療機関で療養するとき。	医療費総額の 70/100 70 歳以上は 80/100（一定以上所得者は 70/100） 小学校就学前までの者は 80/100	（一部負担金払戻金・家族療養費附加金） 自己負担額のうち 1 ヶ月 1 医療機関ごとに 25,000 円を控除した額（100 円未満端数切捨）	自動給付 （請求の必要はありません。）
入院時食事療養費 ・ 入院時生活療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため保険医療機関から食事療養又は生活療養を受けたとき。	食事療養又は生活療養に要した費用から標準負担額（自己負担額）を控除した額		
保険外併用療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため保険医療機関から先進医療等を受けたとき。	保険診療に相当する部分に係る医療費の 70/100 70 歳以上は 80/100（一定以上所得者は 70/100） 小学校就学前までの者は 80/100		
訪問看護療養費 ・ 家族訪問看護療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため指定訪問看護事業者ら指定訪問看護を受けたとき。	指定訪問看護に要した費用の 70/100 70 歳以上は 80/100（一定以上所得者は 70/100） 小学校就学前までの者は 80/100	（一部負担金払戻金・家族療養費附加金） 自己負担額のうち 1 ヶ月 1 医療機関ごとに 25,000 円を控除した額（100 円未満端数切捨）	
高 額 療 養 費	1 医療機関 1 ヶ月を単位として、自己負担額が所得区分等による限度額を超えるとき。	自己負担額から所得区分等による限度額を控除した額 ＊限度額適用認定証を窓口で提示した場合は現物給付のため支給されません。		現物給付を希望する場合は、事前に限度額適用認定証の申請手続きが必要（※）
高額介護合算療養費	医療保険の自己負担と介護保険の利用者負担の年間合計額が一定の限度額を超えたとき。	年間合計額の一定の合計額を超えた額（毎年 8 月から翌年 7 月までの 1 年間の自己負担限度額を基準に算定）		請求による給付（※）
療 養 費 ・ 家 族 療 養 費	組合員又は被扶養者がやむを得ず医療機関へ医療費の全額を支払ったとき、又は治療用装具や輸血などを受けたとき。	法定額の 70/100 70 歳以上は 80/100（一定以上所得者は 70/100） 小学校就学前までの者は 80/100	（一部負担金払戻金・家族療養費附加金）自己負担額のうち 1 ヶ月 1 医療機関ごとに 25,000 円を控除した額（100 円未満端数切捨）	
移 送 費 ・ 家 族 移 送 費	組合員又は被扶養者が、ケガや病状が重篤等で急を要し医療機関まで移送されたとき。	組合員：実費（法定基準） 被扶養者：実費（法定基準）		
出 産 費 ・ 家 族 出 産 費	組合員又は被扶養者が出産したとき。	産科医療補償制度対象分娩の場合は 420,000 円（産科医療補償制度対象外分娩の場合は 408,000 円）	50,000 円	
埋 葬 料 ・ 家 族 埋 葬 料	組合員又は被扶養者が死亡したとき。	50,000 円	25,000 円	
災 害 見 舞 金	組合員又は被扶養者の住居もしくは家財に 1/3 以上被害を受けたとき。	標準報酬月額額の 0.5 ヶ月分～3 ヶ月分（住居、家財いずれか 1/3 以上）		
弔 慰 金 ・ 家 族 弔 意 金	組合員又は被扶養者が水震火災等の非常災害により死亡したとき。	組合員：標準報酬月額 被扶養者：標準報酬月額×70/100		

※請求書の様式は、[公立学校共済組合高知支部のホームページ](#)＞高知支部について＞各種様式ダウンロード＞3 短期給付についてから印刷することができます。

6 任意継続組合員が利用できる保健事業について



(1) 人間ドック事業

任意継続組合員に対する保健事業として人間ドックを実施しています。

(被扶養者の人間ドックはありません。)

対象ドック	1日ドック
自己負担金	未定（参考：令和4年度 19,900円）※自己負担額は検診単価等により決定
募集時期	毎年4月
検診機関	四国中央病院・J A高知健診センター・高知県総合保健協会(中央、幡多)・中村クリニック・高知検診クリニック
申込方法	住所あてに募集案内文書を送付します。提出期限までに申込みしてください。
結果通知	5月下旬頃、決定・不決定の結果通知を住所あてに送付します。 ※検診機関ごとに実施定員の上限を設定していますので、 <u>申込者全員が受診できない場合があります。</u>
その他	<u>受診日において任意継続組合員の資格を喪失しているときは、ドックの受診ができません</u> ので、注意してください。

(2) 特定健康診査・特定保健指導

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施します。

※特定健康診査・特定保健指導を受診される場合は、必ず健診機関に事前連絡（予約）を行うようにしてください。

※各受診日において、任意継続組合員の資格や被扶養者の資格を喪失しているときは、受診ができませんので注意してください。

ア 特定健康診査

対象者	年度内に40歳から75歳（※）の誕生日を迎える任意継続組合員及び被扶養者 ※（1）の人間ドック決定者は除きます。 ※75歳の誕生日を迎える方は75歳の誕生日の前日まで受診が可能です。
案内通知	毎年6月下旬から7月上旬頃、特定健康診査受診券（セット券）※を添えて特定健康診査の案内を通知します。特定健康診査を受診できる健診機関で受診してください。 ※特定健康診査受診券（セット券）とは 特定健康診査を受診するために必要であり、特定健康診査の結果により、メタボリックシンドロームのリスクがある方には、健診当日に特定保健指導（初回面接）を受診できるものです。（健診当日の初回面接が受けられる健診機関は、一部の健診機関に限られます。）

イ 特定保健指導

対象者	上記アの特定健康診査の結果により特定保健指導の対象となる方
案内通知	特定保健指導利用券を添えて特定保健指導の案内を通知します。特定保健指導とその利用勧奨業務の委託業者（株式会社ベネフィット・ワン）の個別訪問型の特定保健指導又は特定保健指導を受診できる健診機関で受診してください。